第２５回博多港地方港湾審議会資料

博多港港湾計画書（案）

―　軽易な変更　―

平成２３年８月

博 多 港 港 湾 管 理 者

福岡市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

・平成１３年　５月　第２０回博多港地方港湾審議会

・平成１３年　７月　交通政策審議会第１回港湾分科会

の議を経、その後の変更については、

・平成１５年　６月　第２１回博多港地方港湾審議会

・平成１５年　７月　交通政策審議会第７回港湾分科会

・平成１７年１０月　第２２回博多港地方港湾審議会

・平成１７年１１月　交通政策審議会第１６回港湾分科会

・平成２０年　６月　第２３回博多港地方港湾審議会

・平成２２年　２月　第２４回博多港地方港湾審議会

・平成２２年　３月　交通政策審議会第３７回港湾分科会

の議を経た博多港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目　　次

変更理由　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

１　土地造成及び土地利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

変　更　理　由

1　須崎ふ頭地区において、製粉工場の立地に伴い、穀物取扱機能の強化を図る観点から、土地利用計画を変更する。

1　土地造成及び土地利用計画

（１）土地利用計画

須崎ふ頭地区の土地利用計画を次のとおり変更する。

（今回計画）　　（単位:ha）

	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
須崎ふ頭地区	(1) 10	(3) 64				(1) 12		(5) 86

注1　（　）は、土地造成を伴う土地利用で内数である。

注2　今回の変更に係る地区についてのみ記載した。

博多港港湾計画位置図

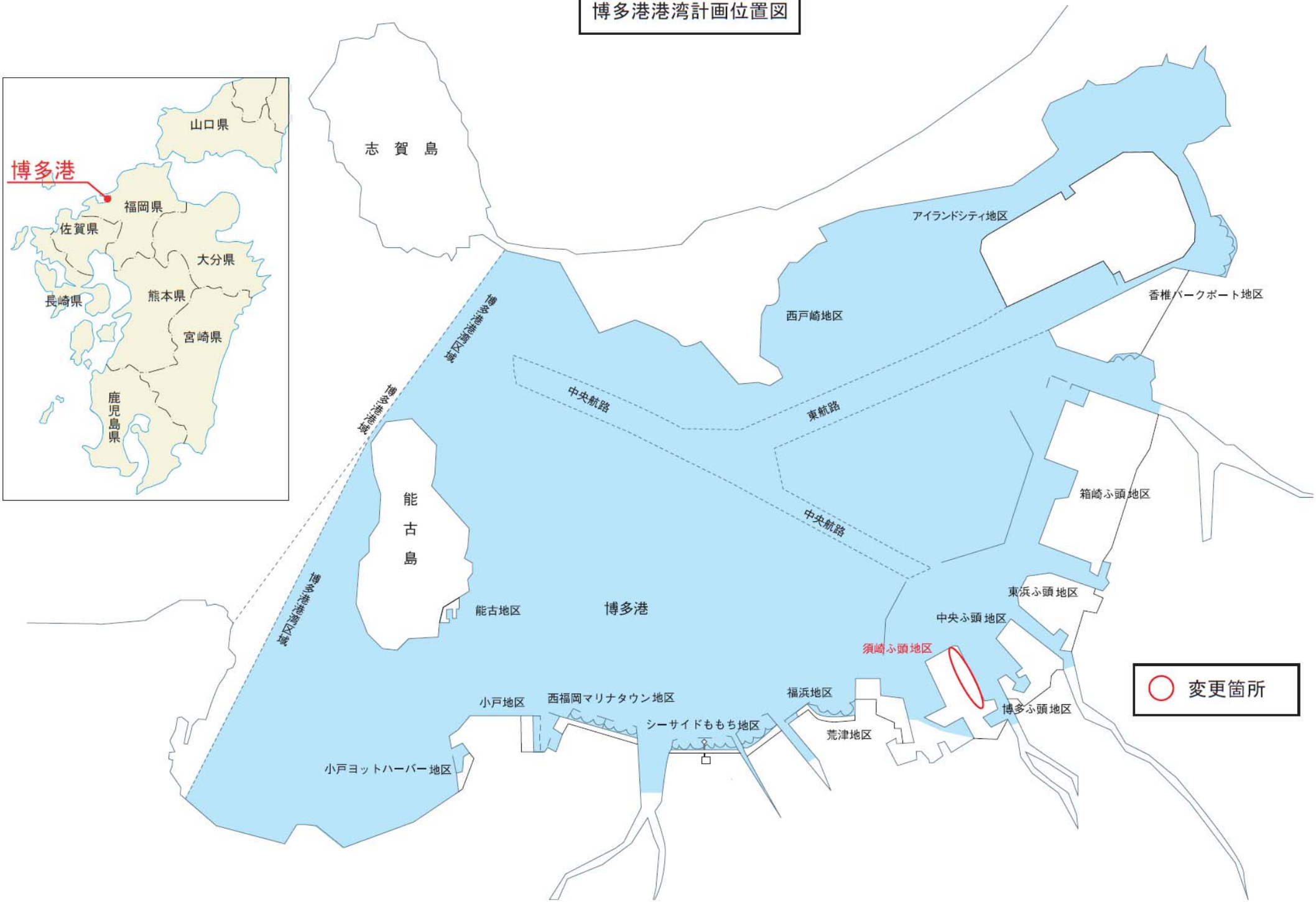
山口県
博多港
福岡県
佐賀県
大分県
長崎県
熊本県
宮崎県
鹿児島県
志賀島
能古島
博多港港湾区域
博多港港域
博多港港湾区域
中央航路
東航路
中央航路
アイランドシティ地区
西戸崎地区
香椎パークポート地区
箱崎ふ頭地区
東浜ふ頭地区
中央ふ頭地区
須崎ふ頭地区
博多ふ頭地区
荒津地区
福浜地区
シーサイドももち地区
西福岡マリナタウン地区
小戸地区
小戸ヨットハーバー地区
能古地区
博多港
変更箇所

博多港港湾計画図
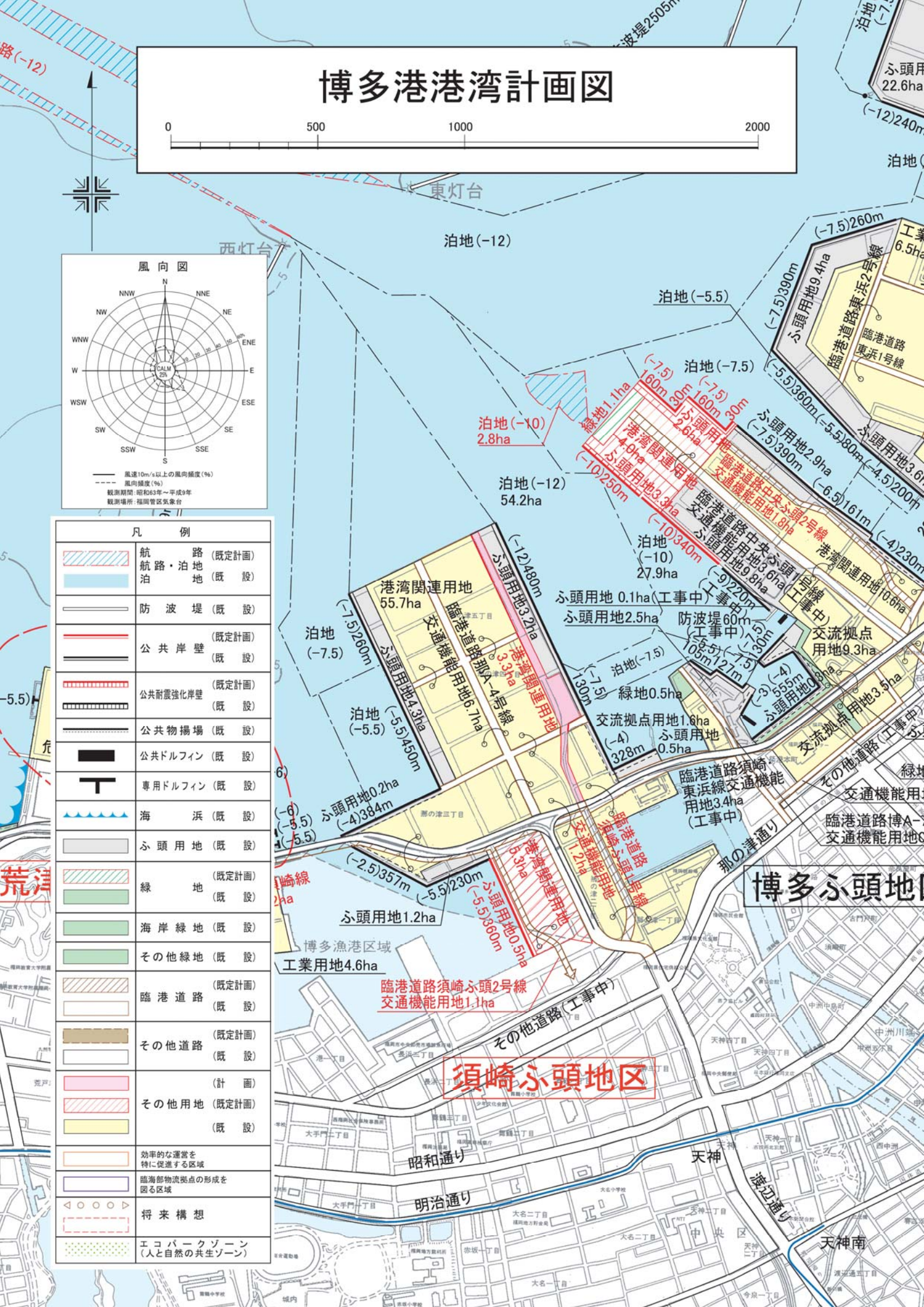
0　500　1000　2000